

鎌倉市児童発達支援センターあおぞら園

# 指定管理仕様書

令和7年(2025年)5月

鎌倉市 こどもみらい部 発達支援室

## 目次

	項目	頁
1	管理に関する基本的な姿勢	1
2	施設の概要	1
	(1) 名称	1
	(2) 所在地	1
	(3) 機能・定員	1
	(4) 規模	1
3	管理の基準	1
	(1) 開園時間	1
	(2) 休園日	2
	(3) 指定期間	2
	(4) 法令等の遵守	2
4	業務内容	2
	(1) あおぞら園の管理運営に関する業務	2
	(2) 施設及び設備の維持管理に関する業務	3
	(3) 経営管理に関する業務	3
	(4) 自主事業の実施に関すること	3
	(5) その他	3
5	職員等の配置	3
6	備品の管理	5
7	モニタリング及び評価	5
8	災害時等の施設の使用及び体制整備	5
	(1) 協力要請	5
	(2) 協力体制	5
	(3) 災害時の対応	5
9	その他留意事項	5
別紙 1	鎌倉市児童発達支援センターあおぞら園の中核的な機能についての仕様書	7
別紙 2	鎌倉市児童発達支援センターあおぞら園 施設の清掃に関する仕様書	9
別紙 3	鎌倉市児童発達支援センターあおぞら園 設備の保守点検に関する仕様書	11
別紙 4	鎌倉市児童発達支援センターあおぞら園 施設の警備に関する仕様書	14
別紙 5	鎌倉市児童発達支援センターあおぞら園通園バス運行業務に関する仕様書	16
別紙 6	鎌倉市児童発達支援センターあおぞら園給食提供業務に関する仕様書	18
別紙 7	管理物品一覧	-
別紙 8	児童発達支援センターあおぞら園施設平面図	-

## 1 管理に関する基本的な姿勢

指定管理業務は、法令等を遵守しその業務を実施するほか市の施設としての役割を踏まえたサービス提供に努めること。

- (1) 施設の設置目的及び理念に基づいて管理運営を行うこと。
- (2) 利用者やその家族の意見を管理運営に反映させること。
- (3) 個人情報の保護及び情報公開に対する措置を適切に講じること。
- (4) 効率的な運営を行うこと。
- (5) 管理運営費の削減に努めること。

## 2 施設の概要

### (1) 名称

鎌倉市児童発達支援センターあおぞら園（以下、「あおぞら園」という。）

### (2) 所在地

鎌倉市笛田二丁目38番20号

### (3) 機能・定員

施設	事業	定員
児童発達支援センター	児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する「児童発達支援」	30名
	児童福祉法第6条の2の2第5項に規定する「保育所等訪問支援」	なし
	児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する「障害児相談支援」	なし

### (4) 規模

内容			
建築面積 (㎡)	1階	794.65	指導室4・遊戯室・医務室・浴室・肢体訓練室・事務室・厨房 等
	2階	248.61	言語訓練室(含防音室)2・職員休憩室・シャワールーム 等
	計	1043.26	
構造	鉄筋コンクリート2階建て		
敷地面積 (㎡)	2874.04(含駐車場 14 台分)		

## 3 管理の基準

### (1) 開園時間

午前8時30分から午後5時15分まで

ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、開園時間を臨時に変更することができる。

(2) 休園日

休園日は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日まで。

ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、休園日に臨時に開園し、又は臨時に休園日を定めることができる。

(3) 指定期間

令和8年(2026年)4月1日から令和13年(2031年)3月31日(5年間)

(4) 法令等の遵守

指定管理業務の遂行にあたっては、こども基本法(令和4年法律第77号)第3条第1項に示されたこども施策の基本理念に基づき、児童発達支援センターを利用する全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにすること。

さらに、各業務を遂行する上で、仕様書に記載された内容のほか、関連する法令がある場合は、それらを遵守することとし、特に以下の法令及び条例、規則を遵守すること。

ア 地方自治法(昭和22年法律第67号)

イ 労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)外、労働関係各法令

ウ 児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)

エ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)

オ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年2月3日号外厚生労働省令第15号)

カ 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年3月13日号外厚生労働省令第29号)

キ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)

ク 発達障害者支援法(平成16年12月10日法律第167号)

ケ 鎌倉市児童発達支援センター条例及び施行規則

コ 鎌倉市個人情報保護条例及び施行規則

サ 鎌倉市環境基本条例

#### 4 業務内容

(1) あおぞら園の運営管理に関する業務

ア 児童発達支援業務

イ 保育所等訪問支援業務

ウ 障害児相談支援業務

エ 通園バス等の運行に関する業務

オ 給食提供に関する業務

カ 利用児童の健康管理に関する業務

キ 医療的ケア児の対応に関する業務

- ク 保護者支援プログラムに関する業務
- ケ 利用申請及び利用契約に係る業務
- コ 給付費等請求事務
- サ 利用料請求事務
- シ 児童発達支援センターの中核機能についての業務（別紙Ⅰ）
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
  - ア 保守管理業務
  - イ 清掃業務
  - ウ 備品管理業務
  - エ 防火管理者に関する業務
  - オ 保安警備業務
  - カ 小規模修繕業務
  - キ 駐車場管理業務
- (3) 経営管理に関する業務
  - ア 事業計画書の作成業務
  - イ 事業報告書の作成業務
  - ウ 事業評価業務
  - エ 指定期間開始時及び終了時の引継ぎ業務
- (4) 自主事業の実施に関すること
- (5) その他
  - ア 普及啓発事業（発達障害等についての正しい理解に向けた取り組み）
  - イ 鎌倉市との連絡調整
  - ウ 文書管理
  - エ 保険加入
  - オ 個人情報保護
  - カ 環境への配慮
  - キ その他、あおぞら園の運営に関する業務のうち、市長が必要と認める業務
  - ク 大規模災害発生時における運営への協力

## 5 職員等の配置

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第7号）（以下、「通所支援事業県基準条例」という。）及び指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第9号）（以下、「障害福祉サービス県基準条例」という。）に基づく人員に加え、下記の表に定めのある人員を配置すること。また支援目的に合った専門職員の確保に努めること。

職	配置内容
施設長(管理者)	管理業務に従事する者 1人以上 *専らその職務に従事する者は1人
事務職員等	1人以上

		*専らその職務に従事する者は1人
事業	職	配置内容
児童発達支援	児童発達支援管理責任者	1人以上 *専らその職務に従事する者は1人
	保育士・児童指導員	定員 30 人に対して、おおむねその障害児の数を4で除して得た数(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第 6 条に基づく。)に、常勤換算で4人を加えた人数以上、うち4人以上を常勤職員とする。 保育士1名以上、児童指導員1名以上とする。 *機能訓練等担当の専門職員の数を総数に含めることができる。(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第 6 条第2項に基づく。)
	看護師等	1人以上(開園日数×1日6時間以上) 保健師又は看護師 *専らその職務に従事する者は1人
	理学療法士	1人以上 *保育士・児童指導員の総数に含めることができる。(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第 6 条第2項に基づく。)
	作業療法士	1人以上 *保育士・児童指導員の総数に含めることができる。(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第 6 条第2項に基づく。)
	言語聴覚士	1人以上 *保育士・児童指導員の総数に含めることができる。(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第 6 条第2項に基づく。)
	心理士	1人以上 公認心理師又は臨床心理士若しくは臨床発達心理士 *保育士・児童指導員の総数に含めることができる。(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第 6 条第2項に基づく。)
	栄養士等	1人以上 栄養士又は管理栄養士 *専らその職務に従事する者は1人
	嘱託医師	1人以上
保育所等訪問支援	児童発達支援管理責任者	1人以上 *専らその職務に従事する者は1人

	訪問支援員	2人以上 訪問支援を行うために必要な数 *専らその職務に従事する者は1人
障害児相談支援	相談支援専門員	2人以上 (指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準第3条に基づく。) *専らその職務に従事する者は2人

## 6 備品の管理

- (1) あおぞら園で使用している市の備品は、無償貸与する。
- (2) 備品は備品台帳を備え管理し、廃棄等の異動についてはその都度市に協議すること。
- (3) 故意又は過失により備品を毀損滅失したときは、必要に応じ弁償又は購入すること。

## 7 モニタリング及び評価

市が行う定期または随時のモニタリングを受けること。また、施設の管理運営を施設の設置目的や協定書・仕様書等に沿って行っているか、定期的に点検し自己評価を行うとともに、指定管理期間の中間年には都道府県における福祉サービス第三者評価事業の推進組織の認証を受けた第三者評価機関による評価を受検すること。

## 8 災害時等の施設の使用及び体制整備

- (1) 協力要請  
災害時等に、施設を避難所として利用する必要があるときは、指定管理者に対し協力を要請する。
- (2) 協力体制  
指定管理者は、あらかじめ協力内容について市と協議し、協力体制を明らかにしておくこと。
- (3) 災害時等の対応
  - ア 指定管理者は、災害時等において速やかに、避難所としての機能を果たせるよう施設の開錠など必要な措置を講じること。
  - イ 指定管理者は、あらかじめ市と協議した内容に基づき、避難所の開設及び運営に協力すること。
  - ウ 指定管理者は、鎌倉市深沢地域給水拠点施設としての機能が果たせるよう給水場所の案内など必要な措置を講じること。

## 9 その他留意事項

- (1) 市との緊密な連絡を図る意味合いからも、車両を1台配置すること。
- (2) 近隣住民との良好な関係の維持に努めること。

- (3) 指定の期間中、つぎの内容を満たす保険契約を締結し、施設内における事故等への適切な対応をすること。なお、保険契約については1年毎に更新する場合も可能とする。

保険の種類		補償額		
施設賠償責任保険	施設業務賠償	対人	1名:1億円 1事故:5億円	
		対物	1事故:3,000万円	
		免責金額	なし	
事業保険	あおぞら園に関する業務	賠償	対人	
			対物	
		傷害	死亡	200万円
			後遺障害	200万円
			入院保険金	日額 3,000円
通院保険金	日額 2,000円			

- (4) 自動車運行に伴う損害に対応するため、自動車損害賠償責任保険及び任意保険等（以下、「自動車保険等」という。）に加入すること。自動車保険等の補償内容については、事前に市と協議すること。（自動車運行を委託する場合は、同等の補償内容を担保できるよう、自動車運行受託者に対し必要な条件を付すこと。）
- (5) 防災計画及び消防計画を作成し、計画に基づき訓練を実施すること。
- (6) 防犯・防災対策について、マニュアルを作成し市へ提出するとともに、職員の指導を行うこと。
- (7) 施設等の適正な維持管理、事故防止、緊急時及び苦情等への対応として、リスクマネジメントマニュアルを作成し、市の確認を受けること。確認を受けた後は、それに則って対応すること。
- (8) 利用者に急病、けが等の事故があった場合、応急処置、消防への通報または病院への同行などの対応をすること。また、応急処置後に市に報告すること。
- (9) AED（自動体外式除細動器）を園内に設置すること。
- (10) 盗難等事件の被害にあった場合は至急警察へ届けるとともに、市へ連絡し、指示を受けること。また、後日市へ文書で被害状況、処理経過、対応策を報告すること。
- (11) 鎌倉市暴力団排除条例（平成 23 年 10 月 6 日条例第 11 号）及び不当要求行為等の対策に関する規定の趣旨にのっとり、集団的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織等の排除に努めること。
- (12) 次の帳簿を整備すること。
- ア 指定管理料（事業ごと）の出納帳
  - イ 利用状況書類
  - ウ 利用統計
  - エ 消防計画・防火管理者選任届等消防関連書類

(別紙 1)

## 鎌倉市児童発達支援センターあおぞら園の中核的な機能についての仕様書

指定管理者は、児童福祉法第 43 条を踏まえ、地域における障害児やその家族への支援の中核的役割を担う機関としての機能を備える目的で以下の4項目について実施すること。

また、各事業の実施にあたってはこども基本法(令和4年法律第 77 号)第3条第1項に示されたこども施策の基本理念に基づき児童発達支援センターを利用する全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにすること。

この事業に相談支援専門員1名と訪問支援員1名を事業に従事させ、そのうち相談支援専門員は専任とする。

- 1 (1) 障害の種別にかかわらず、こどもの障害の状況、特性に応じた質の高い支援を提供するため、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理士等のセラピスト及び看護師、保育士、児童指導員の全ての職種を配置して、多職種によるチーム支援の体制を整えること。
  - (2) こどもの状況に応じて、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による評価や訓練、また看護師等による必要な医療的ケアを実施すること。
  - (3) 心理士による精度の高いアセスメントを踏まえた児童発達支援計画を作成し、その計画に基づいた支援を提供するとともに、支援技術の向上のための指導体制を確立すること。
  - (4) 保護者からの相談に適時対応し、身近な地域で安心して暮らすことができるよう、家族支援機能の充実を図ること。
- 2 (1) 鎌倉市内の障害児通所支援事業所との情報共有や連携に積極的に取り組み、児童発達支援センターとしてのノウハウを生かした指導助言を行い、障害児通所支援事業所連絡会の場等を活用して事業所同士のネットワーク構築に寄与すること。
  - (2) 鎌倉市発達支援室をはじめとした市役所関係各課及び関係機関との連携を密にし、鎌倉市障害者支援協議会こども応援部会等の子育て・発達支援関連の会議等への参加を通して、児童発達支援センターとして必要な提案、助言を行うこと。
- 3 (1) こどもの発達状況や家庭の事情を踏まえて、鎌倉市内の保育所、幼稚園、認定こども園と児童発達支援センターの併行利用が可能となる体制を整えること。特に、保育所と児童発達支援センターを併行利用する場合においては、児童とその保護者に不利益が生じないよう、連携を密に行い、双方の施設の役割を十分生かしてこどもの発達に寄与すると共に、送迎方法等日々の通園に十分な体制を整えること。また、そのために「障害児支援利用計画」及び「児童発達支援計画」の内容を保護者了解の元に双方で共有し、内容を把握して計画に基づいた支援を提供すること。
  - (2) 保育所等訪問支援の実施や交流保育の他、保育所等の職員向けの研修会や見学実習等を通じて地域の園との関わりを深め、必要に応じた助言指導を行い、市内の保育所、幼稚園、認定こども園等の支援現場のスキルアップを図ること。
- 4 子育て支援の観点から、発達が気になる段階における相談をはじめとして、養育困難家庭や虐待等のハイリスクなこどもと家庭への相談支援機能を拡充するとともに、親子で参加する療育グルー

プ等の実施を通して、早期の支援体制を強化すること。また、児童発達支援センター卒園後の相談窓口として、相談内容に応じて他機関との連携や社会資源の案内、関係機関との情報共有等を行い、支援につなげる相談機能を備えること。

(別紙2)

### 鎌倉市児童発達支援センターあおぞら園 施設の清掃に関する仕様書

指定管理者は、日常及び、定期、特別の清掃を行い、施設内及び施設周辺を清潔に保つよう努めること。

また、清掃の実施にあたっては、利用者支援に支障が生じないように配慮すること。委託をする場合には、清掃に携わる人員に対しても、障害の特性に対して理解を求め業務に当たらせること。

#### 1 日常清掃

清掃内容	
床	床の掃き掃除 床の拭き掃除モップ拭き
床以外	紙屑処理 机・テーブルの雑巾かけ 備品什器の除塵、からぶき 手摺の拭き掃除 鏡みがき 電話機のふき上げ 応接ソファ等塵払い マット・床の清掃 水周りの清掃 窓台の除塵(サッシ周り) ドア・ガラス拭き清掃 ペーパー・水石鹼補給作業 汚物入れの処理清掃 使用後の手直し清掃
建物外	建物に面するテラスの清掃 草木・芝の手入れ雑草取り

#### 2 定期清掃(年2回:時期は問わない)

清掃内容	
床	指導室ABCワックス清掃 指導室D(カーペット床)の洗剤を用いた特別洗浄 カーペットの洗剤を用いた特別洗浄 床面ワックス塗布
床以外	高所除塵 照明器具・付属物の洗浄 フードの清掃 換気扇の清掃 便器・手洗器の薬品洗浄

建物外	屋上清掃 入り口・駐車場他タイルの清掃 網戸の清掃 窓ガラスの清掃(外側) 窓ガラスの清掃(内側)
その他	扉間仕切り(上部)ガラス磨き 受水槽の清掃 グリストラップ保守点検 廃油処理

※カーペット、カーテンについては、必要に応じてクリーニングを実施すること。

### 3 その他

鎌倉市環境基本条例の基本理念に基づき、事業活動を行うにあたっては、活動に伴う環境負荷をできるかぎり小さくするため、必要な措置を講じること。

また、事業者自ら、積極的に環境保全活動に取り組むとともに、行政が実施する環境保全施策への協力を努めること。

(別紙3)

鎌倉市児童発達支援センターあおぞら園 設備の保守点検に関する仕様書

指定管理者は、施設及び設備が常に良好な状態を維持できるよう配慮するとともに、施設の長寿命化に最善の注意を払うとともに、施設維持に問題が生じている場合や、そのおそれがある場合は直ちに市に報告し、市の指示を受けること。

また、施設点検の実施にあたっては、利用者支援に支障が生じないよう配慮すること。委託をする場合には、保守点検に当たる技術員等に対し、障害の特性について理解を求め業務に当たらせること。

Ⅰ 機械設備等保守点検業務

設備種別	業務の内容	作業回数																				
冷暖房設備	1 使用開始の試運転調整 開園時にスムーズに始動出来るように、調整をする 2 稼働中の保守 不具合等の点検を行う 3 フィルターの清掃 適時に点検を行い清掃を実施する 4 使用開始、使用終了時の清掃整備(シーズン)	1 ※毎日  2 ※毎日  3 適時  4 年2回																				
給排水衛生設備	1 給水ポンプの運転保守 ア 定期点検 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>機器名称</td> <td colspan="2">加圧給水装置</td> </tr> <tr> <td>ユニット</td> <td colspan="2">形式 40BDPME51.5</td> </tr> <tr> <td>ポンプ</td> <td colspan="2">形式 40MDPE251.5</td> </tr> <tr> <td>制御版</td> <td colspan="2">形式 IRKM21.5L F5B f</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">点検内容</td> <td>ポンプ点検</td> <td>全体／ポンプ／電動機／付属品 ／制御版／運転制御</td> </tr> <tr> <td>貯水槽点検</td> <td>受水槽</td> </tr> <tr> <td>点検頻度</td> <td colspan="2">年2回(時期は問わない)</td> </tr> </table> イ 開園時 始動時に毎回点検、確認 ウ グリストラップ排水栓点検	機器名称	加圧給水装置		ユニット	形式 40BDPME51.5		ポンプ	形式 40MDPE251.5		制御版	形式 IRKM21.5L F5B f		点検内容	ポンプ点検	全体／ポンプ／電動機／付属品 ／制御版／運転制御	貯水槽点検	受水槽	点検頻度	年2回(時期は問わない)		ア 左表点検頻度のとおり      イ ※毎日  ウ 適時
機器名称	加圧給水装置																					
ユニット	形式 40BDPME51.5																					
ポンプ	形式 40MDPE251.5																					
制御版	形式 IRKM21.5L F5B f																					
点検内容	ポンプ点検	全体／ポンプ／電動機／付属品 ／制御版／運転制御																				
	貯水槽点検	受水槽																				
点検頻度	年2回(時期は問わない)																					
電気設備	1 受配電設備(自家用電気工作物)保守 ア 電気事業法施行規則:平成7年通商産業省令第77号に基づく点検 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>自家用電気工作物の概要</td> <td colspan="2">需用設備(容量 150kVA 電圧 6,600V) 絶縁監視装置設置有り</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">点検頻度</td> <td>月次点検</td> <td>隔月1回</td> </tr> <tr> <td>年次点検A</td> <td>毎年1回(月次点検を含む)</td> </tr> <tr> <td>年次点検B</td> <td>3年1回(年次点検Aを含む)</td> </tr> <tr> <td>臨時点検</td> <td>必要の都度</td> </tr> </table>	自家用電気工作物の概要	需用設備(容量 150kVA 電圧 6,600V) 絶縁監視装置設置有り		点検頻度	月次点検	隔月1回	年次点検A	毎年1回(月次点検を含む)	年次点検B	3年1回(年次点検Aを含む)	臨時点検	必要の都度	ア 左表点検頻度のとおり								
自家用電気工作物の概要	需用設備(容量 150kVA 電圧 6,600V) 絶縁監視装置設置有り																					
点検頻度	月次点検	隔月1回																				
	年次点検A	毎年1回(月次点検を含む)																				
	年次点検B	3年1回(年次点検Aを含む)																				
	臨時点検	必要の都度																				

	イ 法律で定められる月次点検を補完する日次点検の実施。(外観点検及び受配電電圧・電流測定、記録等) 1日3回4時間毎(9時13時17時)の点検 2 電力量測定、記録 3 照明器具・動力設備保守(開園時) 照明器具の外観点検(点灯状態確認等) 動力設備作動確認 スイッチ類の作動確認 電球の交換	1※毎日  2※毎日 3 適時
その他	1 ピアノ調律 ヤマハアップライトピアノ 1台 2 計量器検査 体重計、厨房はかり 2台	1 年1回  2 2年1回
設備他共通	1 運転記録・作業記録の作成 2 施設の解錠・施錠 3 アラームの解除・セット 4 正門フェンスの開閉(バス送迎時、朝・夕) バス到着時、子供の安全に考慮し、正門フェンスの開閉を行う 5 正門フェンスの滑車、丁番、ドアチェッカー扉 丁番の注油 6 下水溝、下水枳の清掃 7 施設内外の簡易な修繕 門、畑の柵、戸の滑車、トイレのつまり、草むしりなど 8 可燃ゴミ・資源物の搬出 9 ビルメン室・機械室の清掃	1※毎日 2※毎日 3※毎日 4※毎日  5 適時  6 適時 7 適時  8 毎週 9 適時

※ 休園日(土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日・12月29日から翌年の1月3日まで)を除く毎日

## 2 消防用設備保守点検業務

指定管理者はあおぞら園に設置された消防施設を本仕様書および消防法第17条の3の3の規定に基づき、下記の設備等を点検し、その結果を関係機関に報告するとともに消防施設を常に良好な状態に維持し不慮の事故に備えること。

また、平時から、火災発生時に適切な通報を行えるよう備えるとともに、防火体制の変更がある時は直ちに鎌倉市消防本部に届け出ること。

### (1) 点検実施者

消防用設備点検等業務は、消防設備士又は消防設備点検資格者が行う。

### (2) 点検実施回数

8月と2月の年2回とする。

### (3) 点検項目

消防法、同法施行令並びに同法施行規則に定める所要の点検

名称	項目	数量
自動火災報知設備	受信機P型I級 5回線	1面
	差動式スポット型熱感知器	54個
	低温式スポット型熱感知器	9個
	煙感知器(含ペアラーム)	3個
	表示灯	3個
	発信機I級	3個
	音響装置(電鈴)	3個
	配線点検	1箇所
	電源装置	1個
消火器具	粉末消火器	9台
避難器具	鉄筋コンクリートすべり台	1台
誘導灯及び誘導標識	誘導標識	1枚

(4) 保守点検の結果については、「消防用設備保守点検報告書」にて報告する。

### 3 オートロックドア及び防犯カメラ等設備保守点検業務

名称	業務の内容		
玄関オートロック	外観、動作点検、清掃、潤滑剤の注入等		
防犯カメラ	定期保守点検	カメラ	動作、目視点検 レンズ(固定焦点等) 支持金物、取付部確認等
		モニター装置	解像度の低下、ノイズゆがみ等 リモート操作器の動作及びスイッチ類の確認等
		レコーダー	正常な記録・再生の確認
	緊急保守点検	点検対象の防犯カメラ等に異常及び不具合が生じた場合は、速やかに必要な修理及び調整を実施するなどの対応を行うこと。	

### 4 その他

#### (1) 防除

指定管理者はゴキブリ、蚊、ハエおよびネズミの害虫等を防除するため、施設における衛生的環境の確保に関する法律第4条第1項に基づく建築物環境衛生管理基準に従い、害虫等の防除を行い建築物の衛生環境を常に良好に保つこと。

保守・点検内容	実施回数
全館害虫防除	年1回

#### (2) 遊具点検

「国土交通省の「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」及び「遊具の安全に関する基準」(社団法人日本公園施設業協会編)に基づく定期点検を行うこと。

(別紙4)

## 鎌倉市児童発達支援センターあおぞら園 施設の警備に関する仕様書

鎌倉市児童発達支援センターあおぞら園における施設警備に関する標準的な仕様は、次のとおりとする。

### 1 目的及び任務

あおぞら園に警報機器を設置し、当該警報機器によって感知される異常の有無を間断なく監視する。また、異常事態が発生した場合は、遅滞なく緊急要員を急行させ、異常事態の確認を行い、必要な処置をとるものとする。

- (1) 火災、盗難及び損壊行為の拡大防止
- (2) 事故確認時における関係先への通報、連絡
- (3) 緊急無線スイッチの園内各所への設置に基づく、緊急異常事態への対応
- (4) 警備報告書の作成、提出

### 2 警備基準

- (1) 警備方式:機械警備
- (2) 防犯警備:毎日17時15分から翌日8時30分までにおいて、あおぞら園が無人状態にあるとき。
- (3) 火災警備:24時間 365日
- (4) 緊急無線スイッチ:24時間 365日

### 3 警備実施

- (1) 防犯警備実施時間
  - ア 前記警備基準時間内において、あおぞら園からの警報装置警戒開始の信号を受けたときに警備を開始する。
  - イ 前記警備基準時間内において、あおぞら園からの警報装置警戒解除の信号を受けたときに警備を終了する。
- (2) 火災警備及び緊急無線スイッチによる緊急異常事態対応警備実施時間  
前記警備基準時間内に基づき、あおぞら園の無人・有人状態に関わらず24時間警備を実施する。

### 4 処理の方法

業務を遂行するにあたり次の方法により処理を行う

- (1) あおぞら園において警備に必要な警報装置を設置し、各種感知器及び警報機器からの異常信号を監視センターへ送信する。
- (2) 監視センターでは監視員が警報受信装置を常時監視するとともに、業務対象からの異常信号に対応して、機動隊員との連絡を保持する。
- (3) 異常信号受信等の連絡を受けた機動隊員は、監視センターとの連絡を保持しつつ業務対象に急行し、異常信号等の原因を確認するとともに、必要に応じて関係機関及びあおぞら園の指定する緊急連絡者へ通報連絡する。

## 5 異常事態発生時における処置

- (1) 業務対象からの異常信号を監視センターが受信したときは、機動隊員を業務対象へ速やかに急行させ、異常事態の確認を行う。
- (2) 業務対象に到着した機動隊員は、異常事態を確認したのち被害の拡大防止にあたる。

## 6 鍵等の預託

警備実施に必要な鍵等は相互に預託し、預託された鍵等はそれぞれの責任において厳重に取り扱い保管する。

## 7 警報装置の保守点検

あおぞら園に設置された警報機器及び感知器等については、常に正常な状態にあるよう適宜に保守点検を行う。

## 8 経費の負担区分

その他保守点検費等維持にかかる人件費、使用機材、消耗品費、光熱水費、電話回線料は指定管理者の負担とする。

(別紙5)

## 鎌倉市児童発達支援センターあおぞら園通園バス運行業務に関する仕様書

鎌倉市児童発達支援センターあおぞら園における、通園バス運行の標準的な仕様は、次のとおりとする。実施にあたっては、本仕様書に定めのない事項であっても誠意を持って行うものとする。

### 1 業務車両 幼児用バス

マイクロバス 2 台以上の輸送量を確保すること。また、「別表 車両の特別仕様」を満たすこと。

### 2 運行範囲 行事を除き市内一円

### 3 運行内容

- (1) あおぞら園園児等の通園時の送迎
- (2) 年間行事計画に基づく行事等実施の際における参加者の送迎
- (3) その他臨時に行われる園外保育等の参加者の送迎
- (4) 緊急時等の送迎
- (5) コース見直しに伴う試走等
- (6) (5)以外の運行においては、利用者の指導介助を含む

### 4 運行休止日 次に該当する日については、原則として運行を休止する。

(ただし、事業計画に基づく行事実施日及びコース見直しのための試走日を除くものとする。)

- (1) 土日祝日
- (2) 家庭指導日(夏季・冬季・春季)

### 5 その他

- (1) マイクロバスの故障その他の理由により運行が不可能な状態が生じた場合、代車を用意し対応すること。
- (2) 園児の入退園等により登降園のコース及び乗降場所等について変更に対応すること。
- (3) 指定管理者は、マイクロバス運行に関わる交通規制解除の手続きを行う。

別表 車両の特別仕様

(特別仕様)

バックアイカメラ
左折・後退時に音声で動きを知らせる装備
後部非常口
乗降中安全バー
乗降中注意灯
ボディーへの名入り
バス車内置き去り防止装置

(別紙6)

## 鎌倉市児童発達支援センターあおぞら園給食提供業務に関する仕様書

鎌倉市児童発達支援センターあおぞら園(以下「あおぞら園という。」)利用児童及び必要な範囲の職員等に日々提供する給食等の調理業務及びこれに付随する業務の標準的な仕様は、次のとおりとする。

### 1 給食実施日数 年間 約 220 日

ただし、次に掲げる日は、原則として給食業務は行わないものとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(前号に掲げる日を除く。)
- (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日(前 2 号に掲げる日を除く。)
- (4) あおぞら園年間計画に基づいて実施する遠足、弁当の日、納涼祭、家庭支援期間(夏季、冬季、春季)
- (5) その他、あおぞら園管理者(以下「管理者」という。)が指示した日

### 2 給食の提供時間

おおむね次の時間帯とするが、支援の状況、睡眠時間、発達等の状況に応じて変更する場合があるため、管理者の指示に従うこと。

午前の水分補給	昼食	午後の水分補給
10:30	11:30	14:30

なお、昼食の下膳は12:50までとし、水分補給後は、使用したコップ類の洗浄を実施する。

### 3 給食内容

- (1) 普通食
- (2) 特別食
  - ア 特別形態食
  - イ アレルギー、その他個別対応食

### 4 献立作成

変化に富み、子どもの健全な発育に必要な栄養量を含む献立を作成すること。

### 5 発注等

指定管理者において、必要な食材等の発注は行うこと。なお、食材の選定においては、極力地域の食材を用いること。

### 6 食品の取り扱い

- (1) 検収した食材は、直ちに所定の貯蔵場所に保管し、速やかに調理すること。
- (2) 下処理後、調理後の食品は、調理台、調理室に併設の配膳棚に置き、床面や食品衛生上適

当てない場所には置かないこと。

- (3) 野菜、果物、卵等は流水でくり返し洗浄すること。
- (4) 牛乳やヨーグルト等は、納品後、容器を水洗いし、拭いてから牛乳等保冷庫に保管すること。
- (5) 袋入りや帯などに包装されている物は、開封時に包装容器の破片が混入しないように注意すること。
- (6) 調理後、すぐに食べる食品を取り扱う器具、容器又は食器は、完全消毒したものを使用すること。また、素手での盛り付けは行わず、消毒した菜箸、トング、調理用使い捨て天然ゴム手袋を使用すること。調理用使い捨て天然ゴム手袋は着用後、洗浄消毒をすること。
- (7) 冷蔵庫内で食品を貯蔵する場合は、適温を保つとともに、食品の相互汚染が生じない方法で行うこと。

## 7 調理

### (1) 基本原則

当日納品、当日処理を原則とすること。

### (2) 中心温度計の使用

調理の際に十分な加熱(75℃ 1分)を確認するために、中心温度計を使用し、測定する。測定結果は記録すること。

### (3) 保存食

使用前の食材及び調理済みの食材は、事故に備えて50g程度採取し、密封して-20度以下で2週間、冷凍庫に保存すること。

### (4) 検食

調理完了後の普通食及び特別食(全種類)は、配食前にあらかじめ定めた検食者の検食を受け、異物混入の有無、加熱処理状況及び味付けなどについて記録すること。検食の結果、不適合が認められた場合は、必要な措置を行うこと。

調理後の給食は、個別の食器に盛り付け、クラス毎に調理室に併設の配膳棚に配膳すること。その際は、子どもの成長に合わせた、子どもが食べやすい盛り付けを心がけること。食具も必要に応じ準備すること。

### (5) 特別食の調理

利用児童の発達や特性にあわせ、利用者と協議し、必要に応じ特別形態食及びアレルギー食等の調理をすること。

### (6) 食育

実際の食材を扱い、実食を伴った食育を実施すること。

### (7) 水分補給

水分補給は、麦茶、白湯又は牛乳とすること。

## 8 残食

(1) 残食は記録すること。

(2) 残食は、所定の容器に入れ、汚液や汚臭が漏れないようにして、速やかに廃棄すること。

## 9 残さい及び廃棄物の処理

(1) 残さい及び廃棄物は、調理室内に放置しないこと。汚液や汚臭が漏れないようにして、速やか

- に廃棄すること。
- (2) 残さい及び廃棄物を収納する廃棄物容器は、汚液や汚臭が漏れないようにするとともに、作業終了後速やかに洗浄すること。
  - (3) 廃棄物は、鎌倉市で定められた分別収集方法に従い分類し、積極的にリサイクルに努めること。

#### 10 業務従事者の安全・衛生管理

調理業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）は、調理業務を行うときは、次の(1)から(5)までのほか、必要な衛生管理点検を行うこと。

- (1) 業務従事者は、身体、被服を常に清潔にし、調理室では、清潔な着衣、帽子・ネット、マスクを着用すること。また、調理室内では専用の履物を用い、室外用と兼用しないこと。
- (2) 指定管理者は、下痢症状、発熱、せき、外傷、皮膚疾患等伝染性疾患など食品衛生上支障が生じるおそれがある者を調理業務に従事させてはならない。
- (3) 業務従事者に対し、月2回検便による細菌検査(赤痢・サルモネラ菌・腸管出血 O-157・腸チフス・パラチフス)を行うこと。
- (4) 業務従事者は、調理作業中、就業前後、用便後、休憩後等のときは、必ず手指の洗浄及び消毒を行うこと。
- (5) 業務従事者は、調理室内での喫煙その他食品衛生上支障となる行為はしないこと。
- (6) 業務従事者が感染症等に感染した場合には、当該業務従事者への措置及び他の者に感染することがないように感染症対策を迅速に行うこと。
- (7) 指定管理者は、業務現場に食品衛生責任者及び火元責任者を置き、その任に当らせること。  
なお、この食品衛生責任者及び火元責任者は、兼任を妨げない。
- (8) 食品衛生責任者は、食品衛生法の規定を遵守して業務を行うこと。
- (9) 火元責任者は、消防計画書に規定する業務を行うこと。

#### 11 調理室、調理用設備等の管理

- (1) 調理業務は原則として、あおぞら園の調理室内で行うこと。
- (2) 手洗い設備は常に清潔に保ち、石けん及び逆性石けん又はアルコールを用意しておくこと。
- (3) 防虫設備(網戸)のない窓や出入り口は、開放したまま調理業務を行わないこと。
- (4) 調理室内の温度及び湿度の測定、調理用設備・器具の管理点検を行うとともに、調理室内の清掃は1日に1回以上行うこと。
- (5) 清掃用具は、用途別に区別して用い、使用後は洗浄・乾燥をしておくこと。また、専用の場所に保管すること。

#### 12 調理用品及び食器等の管理

- (1) 包丁及びまな板は、肉用、魚用、野菜用、果物用及びきざみ食用に区別して使用すること。
- (2) 調理用品及び食器等の洗浄は、使用の都度、適切な洗剤を用いて確実に洗浄、消毒を行い、十分乾燥させること。
- (3) 調理用品及び食器等は常に清潔に保ち、汚染されないように所定の場所に保管すること。

#### 13 業務履行上の注意

指定管理者は、業務を履行するにあたり、関係法令に違反することがないように留意すること。ま

た、食事の提供にあたっては、施設の目的を十分に理解し給食による事故を防止するため安全衛生に努めること。

#### 14 関係法令等の順守

調理業務を履行するにあたり、大量調理施設衛生管理マニュアル(平成9年3月24日衛発第85号厚生省通知)の趣旨に準じて誠実に取り組み、この仕様書のほか、関係法令を順守すること。

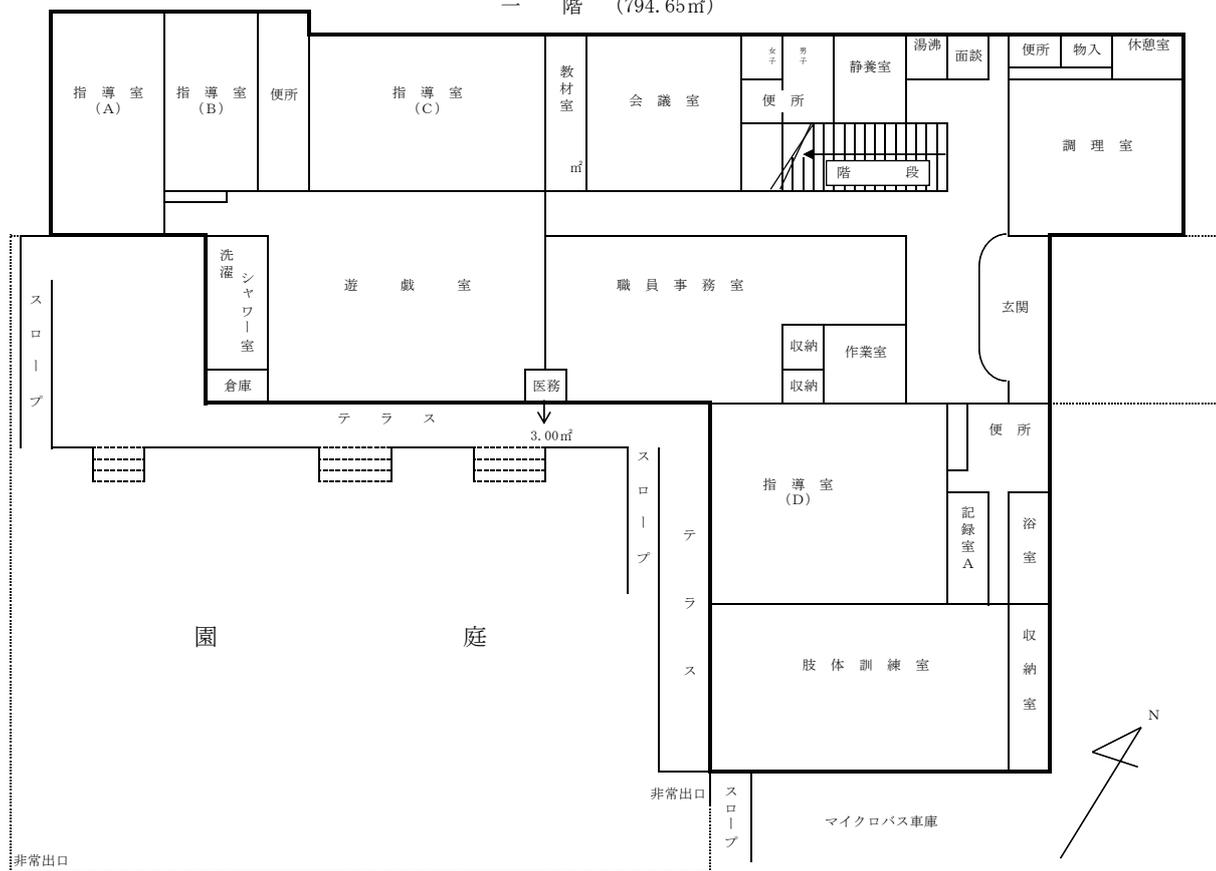
## (別紙7) 管理物品一覧

No.	管理番号			品名・規格形状等	数量
	大分類	小分類	備品番号		
1	1	1	1	両袖机	1
2	1	2	1～	片袖机	21
3	1	3	1	平机	3
4	1	4	1・2	脇机	2
5	1	5	1～	会議机	9
6	1	7	8	木工台	1
7	2	1	1～	大型回転椅子	4
8	2	3	1～	小型回転椅子	18
9	2	7	5	直角リクライニングチェア (Sサイズ)	1
10	2	7	8	座位保持装置ライオン型 (コス・インターナショナル)	1
11	3	2	1～	ロッカー (男・女)	9
12	3	2	10	ロッカー (厨房控え室)	1
13	3	4	1	スチール棚 (作業室)	1
14	3	4	3	スチール棚	1
15	3	4	H31-0001	引き出し付きお道具整理棚 3 連 (プチウッディ #662910)	1
16	3	7	H30-0038	引き出し付きお道具整理棚 3 連 (プチウッディ #662910)	1
17	3	7	7.8	ファイルキャビネット	2
18	3	7	9	セントラルマイレター	1
19	3	7	10・11	スタックファイル	2
20	3	7	26	器機戸棚	1
21	3	7	27・28	ステンレス器械卓子 (厨房)	2
22	3	7	101	食器戸棚	1
23	4	1	1	万力	1
24	4	3	17	ドリルスタンド	1
25	4	3	42	保冷用ショーケース	1
26	4	3	2773	ワイヤレスアンプカセット	1
27	4	4	10	自動体重計 (1目盛200g 最大100kg)	1
28	4	4	12	幼児用身長計	1
29	4	4	13	オージオメーター (リオンAA-76型 校正なし)	1
30	4	5	2	給食ワゴン (600×800×420m/m)	1
31	4	6	29	ベルトグラインダー	1
32	4	6	39	ポチロール:Mサイズ (有菌製作所)	1
33	5	1	8～	エアコン (指導室A・指導室C・遊戯室A)	3
34	5	1	11	エアコン (指導室B)	1
35	5	1	1955	壁掛け空調機一式 (厨房)	1

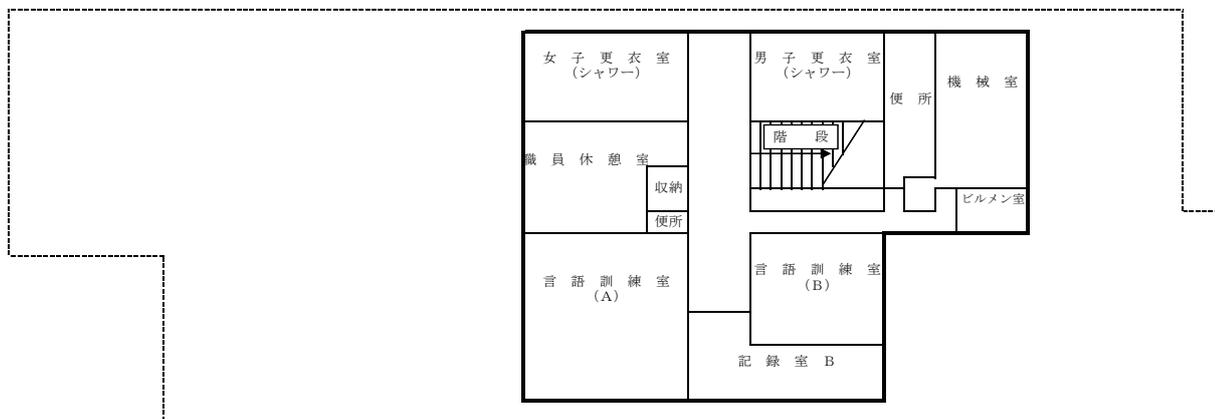
36	5	1	R1-0008	壁掛型ルームエアコン28型(会議室)	1
37	5	2	R5-0026	厨房用冷蔵庫	1
38	5	2	11	熱風保管庫 (ISCM-S10NU)	1
39	5	3	41	立脚補助機ペンギン (コス・インターナショナル)	1
40	5	5	14	ピアノ (ヤマハYU1)	1
41	5	7	36	エバーマット (サンウェル)	1
42	5	7	R6-0006	エバーマット (エバニュー)	1
43	5	10	1	脚立	1
44	5	10	25	歩行器	1
45	5	10	74	大型乳母車	1
46	5	10	75	肋木	1
47	5	10	86	姿勢矯正用鏡	1
48	5	10	114	プレイマスター	1
49	5	10	116	糸ノコ盤	1
50	5	10	118	巧技台一式	1式
51	5	10	126	すべり台 (遊戯室A)	1
52	5	10	139～	ユニットサーフ	3
53	5	10	285～	巧技台丸型はしご	1
54	5	10	295～	カーシート (#2000)	4
55	5	10	295～	カーシート (#2000)	3
56	5	10	289	物置 (イナバKAN-1245C)	1
57	5	10	290	暗幕一式	7
58	5	10	294	ブランコ (コトブキCP00448)	1
59	5	10	304	巧技台ビーム	1
60	5	10	3009	エアポリンフラット	1
61	5	10	3175	角型プール (ナショナルマリンプラスチック製 U-7)	1
62	5	10	H27-0022	イナバ物置 (NXN-30H) 一般型	1
63	5	10	H27-0033	イナバ物置 (NXN-30H) 一般型	1
64	5	10	H28-0046	すべり台 (チャイルド社 #571089)	1
65	5	10	H28-0069	大型ジャンピング : ゴム式 (マスセット #70027)	1
66	5	10	R1-0011	大型ボールプール (62-W8012-000)	1
67	6	2	1	洋画「ネオンライト」(50号)(1Fロビー)	1

児童発達支援センターあおぞら園施設平面図

一階 (794.65㎡)



二階 (248.61㎡)



一階	794.65	㎡
二階	248.61	㎡
合計	1043.26	㎡

